

林業の特定技能に関するQ&A

特定技能による外国人材受入れの仕組みについて		
1	林業分野で特定技能外国人を受け入れる場合の外国人材の要件を教えてください。	以下の①又は②の要件を満たす外国人と直接雇用契約を結び、特定技能1号での入国・在留に係る審査・手続を経た上で、受入れができます。 ①林業技能測定試験と基礎的な日本語試験に合格した者 ②関連性が認められる職種の第2号技能実習を良好に修了した者
2	林業分野の特定技能外国人を受入れることができる事業者は、どのような者ですか。	1 特定技能外国人に林業の業務を行わせることができる事業者であり、必ずしも林業を主に行っている事業者に限られるものではなく、他の業種と兼務している事業者なども含まれます。 2 また、出入国管理及び難民認定法等の関係法令に基づき定められる特定技能所属機関に関する基準を満たす必要があるほか、農林水産省が外国人の適正な受入れ及び外国人の保護のために組織する「林業特定技能協議会」に加入し、これに対して必要な協力を行うなど一定の基準に該当する必要があります。 3 さらに、追加の基準を林業特定技能協議会において定めていますので、詳しくは、協議会決定第1号「林業特定技能協議会組織運営要領」及び協議会決定第2号「林業特定技能協議会構成員資格取扱要領」をご覧ください。
3	特定技能外国人の雇用期間に上限はありますか。	雇用期間について、1号特定技能外国人の在留できる期間の上限は通算で5年間とされているので、これを超える期間の雇用契約を締結した場合であっても、通算5年を超える期間については在留が認められないこととなります。 ※ 1回の在留期間（更新可能）は、1年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定します。
4	特定技能所属機関当たりの受入れ人数の上限はあるのですか。	林業事業者により経営の状況等は多様であることから、林業分野においては技能実習制度のような1事業者当たりの受入れ人数枠は、現在のところ想定していません。
5	林業分野の特定技能外国人は派遣ができるのでしょうか。	林業の特定技能外国人は派遣が認められておらず、直接雇用のみが可能となっています。
6	特定技能所属機関は特定技能外国人と雇用契約を結ぶだけでよいのでしょうか。	1 雇用契約を結んだ後、受け入れた特定技能外国人に関する支援計画を作成し、それに基づいた支援を実施する必要があります。 2 支援内容は生活に必要な契約支援や公的手続等への同行等、10項目にわたります。 3 特定技能所属機関が支援計画に基づく支援を自ら行えない場合は、登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託することが可能です。
業務の内容・範囲等について		
1	林業の特定技能外国人が従事することのできる業務はどのようなものですか。	林業技能測定試験の合格により確認された技能を要する育林、素材生産等の業務に従事することができます。
2	林業の特定技能外国人は林業用種苗の育成作業や、原木の生産を含む製炭作業に従事することはできますか。	林業用種苗の育成作業や、原木の生産を含む製炭作業についても、林業技能測定試験の合格により確認された技能を用いる業務であり、従事することが可能です。

3	外国人材が地域で円滑に共生できるように、冬場の除雪作業等、従事可能な業務範囲は日本人と極力同じにできないでしょうか。	運用要領において、特定技能外国人は、林業の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することができるが記載されています。【運用要領第1】したがって、冬場の除雪作業等が林業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務として付随的なものであれば行うことができます。
4	特定技能外国人は、同一地域内の複数の事業者の下で業務に従事することはできるのでしょうか。	1 林業事業者が雇用する場合、雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、特定技能外国人が同一地域内の別の林業事業者と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局において新たに在留資格変更許可を受けることで、同一地域内の別の林業事業者の下で業務に従事することができます。 2 雇用期間を決めるにあたっては、在留期間は前の雇用期間も含め5年を超えないようにしなければならないので、留意ください。
5	特定技能外国人は、同一地域内だけでなく、全国各地で業務に従事することはできるのでしょうか。	1 林業事業者が雇用する場合、雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、特定技能外国人が別の地域の林業事業者と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局において新たに在留資格変更許可を受けることで、別の地域の林業事業者の下で業務に従事することができます。 2 全国各地に施業地を有し、森林施業を行っている林業事業者が雇用する場合には、雇用主を変更しない限り、特定技能外国人は全国各地の施業地で業務に従事することができます。
6	林業の特定技能外国人の労働安全確保に取り組む上でどのようなことに留意する必要がありますか。	1 特定技能外国人についても、雇入れ時の安全衛生教育を実施するなど、労働安全衛生法令に基づく取組を日本人と同様に実施する必要があります。 2 また、協議会決定第2号「林業特定技能協議会構成員資格取扱要領」により、特定技能所属機関については、労働安全対策を含めた雇用管理に取り組んでいる者として、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業主等である必要があるほか、協議会決定第3号「特定技能外国人の労働安全の確保」により、チェーンソーによる伐木に係る業務を行わせる場合の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木作業方法の指導・教育の実施が必要とされています。 3 特定技能外国人への安全衛生教育の実施に当たっては、林野庁で公表している外国人材向け講習用テキストのほか、厚生労働省においても、外国人材向けの各種資料を準備していますので、ご活用ください。
技能試験について		
1	外国人材の林業技能を確認・評価する試験はどのようなものですか。	1 外国人材の林業技能は、「林業技能測定試験」により確認・評価が行われます。 2 林業技能測定試験は、学科試験と実技試験で構成され、学科試験はCBT又はペーパーテスト方式で、実技試験は製作等試験を行います。試験水準は、第2号技能実習修了者が受検する技能検定随時3級と同等レベルであり、初級の技能者が通常有すべき技能と知識を問うものとなっています。 3 試験範囲等の詳細については、試験を実施する一般社団法人林業技能向上センターがホームページ等で公表することとしていますので、ご確認下さい。
2	林業技能測定試験は、いつ頃から、どこで実施するのでしょうか。	林業技能測定試験は、令和7年2月以降、順次実施予定です。試験実施場所等も含め、試験を実施する一般社団法人林業技能向上センターがホームページ等で公表することとしていますので、ご確認下さい。
3	林業技能測定試験にはどのような受験資格が設けられるのでしょうか。	以下の要件を全て満たしている必要があります。 ・18歳以上 ・労働安全衛生法に基づくチェーンソーによる伐木等特別教育の要件を満たす講習を受講している ・国内受験者の場合は、試験当日に我が国の在留資格を有している

4	特別教育の要件を満たす講習を受講した証明はどのようにすればよいでしょうか。	講習実施者より発行される修了証の写しや所属機関が講習を受講させた旨証する書類等の写しを受験申請の際に添付してください。
登録支援機関について		
1	登録支援機関とは何ですか。必ず関与させないといけないのですか。	<p>1 登録支援機関は特定技能所属機関との契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の実施の業務を行う者ですが、受入れに当たって、必ずしも登録支援機関を関与させる必要はありません。</p> <p>2 なお、特定技能所属機関には、1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約の内容等、当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供（事前ガイダンス）、出入国する際の送迎、当該外国人が本邦に入国した後（又は在留資格変更許可を受けた後）を行う本邦での生活一般に関する事項等の情報の提供（生活オリエンテーション）、本邦での生活に必要な日本語を学習する機会の提供、相談又は苦情への対応等の支援を受けることができるような体制の整備などを内容とする支援計画を定めて実施することが義務付けられます。</p> <p>3 特定技能所属機関が支援計画に基づく支援を自ら行えない場合は、登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託することが可能です。もっとも、支援の一部を委託する場合は、当該機関は支援体制の基準に適合するものとは認められません。</p>
2	登録支援機関としてどのような機関を想定しているのですか。	<p>1 登録支援機関については、例えば社会保険労務士や弁護士といった「士業」の方々、外国人支援活動等をしているNPO法人、業界団体等の個人又は法人・団体になることを主に想定しています。</p> <p>2 林業分野の登録支援機関として想定されるのは、これらの者に加えて、これまでに技能実習の監理団体等として外国人の受入れに関与していたような事業協同組合などがあります。</p>
3	技能実習制度における監理団体は、登録支援機関になることはできますか。	<p>1 要件を満たせば、監理団体も登録支援機関となることができます。</p> <p>2 ただし、入管法の法務省令（施行規則第19条の21第1項第6号）に規定されているとおり、以下に該当する特定技能所属機関への支援はできない予定ですので留意してください。</p> <p>①特定技能所属機関の役員の配偶者、2親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者</p> <p>②過去5年間に特定技能所属機関の役員又は職員であった者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者</p>
特定技能協議会について		
1	特定技能外国人を受け入れるにあたって、協議会への加入は必須なのでしょうか。加入が必要であれば手順を教えてください。	<p>1 協議会への加入は必須です。林野庁の加入申請フォームにおいて、必要事項を記入して申請して下さい。申請内容の確認に一定の期間を要しますので、余裕を持って手続きを行ってください。</p> <p>2 なお、登録支援機関が協議会へ入会する必要はありません。</p>
2	どうすれば林業労働力の確保の促進に関する法律（労確法）に基づく認定事業主となりますか。	各都道府県の林業労働力確保の促進に関する基本計画の内容に基づいた改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。申請等の詳しい手続については、各都道府県へ問合せください。
3	どうすれば森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営体となりますか。	都道府県による公募に応募した民間事業者のうち、要件に該当する者として都道府県により公表される必要があります。公募への応募等の詳しい手続については、各都道府県へ問合せください。
4	どういった書類が認定事業主の証拠書類になりますか。	<p>認定事業主については、都道府県からの認定通知書の写しまたは林業労働力確保支援センターのホームページで公表されている該当箇所の写しなどになります。</p> <p>意欲と能力のある林業経営体については、都道府県のホームページで公表されている該当箇所の写しになります。</p>

5	素材生産事業者ですが、チェックシートの提出で協議会の加入要件を満たすことにはなりませんでしょうか。	なりません。育林事業者及び素材生産事業者が協議会に加入する場合は、労働法に認定事業主が森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営体のいずれかでなければなりません。
6	こういった形式で証拠書類を提出すればよいですか。	基本的にメールによる送付（宛先：ringyo-tokuteiginou@maff.go.jp）をお願いします。書類のPDFや内容が読み取れるのであれば書類全体が入った写真を送付いただいてもかまいません。
7	郵送やFAXでの提出は認められないのでしょうか。	メールでの提出をお願いします。どうしてもメール提出のための手段がない場合は、一度問合せください。
8	協議会へはいつ加入すればよいのでしょうか。	対象となる特定技能外国人に関する出入国在留管理庁への在留諸申請の前までに加入を終えている必要があります。
9	協議会については、入会費や年会費などは発生しますか。	協議会の入会費や年会費などは不要です。
10	協議会が開催された場合には出席する必要があるのでしょうか。	特定技能所属機関は出席する必要がありません。協議会は特定技能所属機関、林業関係団体、関係行政機関等により構成され、随時開催する協議会には基本的に林業関係団体及び関係行政機関等が出席します。
11	協議会の退会手続きはどのようなものですか。	林野庁の退会申請フォームにおいて、必要事項を記入して申請して下さい。
12	認定事業主の認定、意欲と能力のある林業経営体の公表を更新した場合どうすればよいのでしょうか。	林野庁の変更申請フォームにて変更申請を行った上で、更新した認定通知書やホームページでの公表箇所などの証拠書類を改めてメール提出してください。提出後の事務局からの通知等はありませんので、引き続き従前の認定通知書をお使いください。 なお、認定事業主の認定等を行わず、認定期間を満了した場合は、速やかに当協議会の退会手続きを進めてください。
技能実習制度との関係について		
1	関連性が認められる職種の第2号技能実習修了者は、林業技能測定試験を受検し、合格している必要がありますか。	1 技能検定（随時3級）の実技試験を受検していない又は当該試験を受検したが合格していない場合でも（※）、技能実習中の欠勤状況や習得した技能の内容に照らし、特定技能1号で求められる技能水準及び日本語能力水準を有していると評価できる者であれば、受け入れることは可能です。 ※現行制度における技能実習生については、技能検定（随時3級）の実技試験を受検していることが必須となります。 2 具体的には、在留資格申請の際に、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価調書を提出し、技能実習2号を良好に修了したと認められる必要があります。なお、特定技能所属機関自体が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合は、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には評価調書の提出を省略することができます。
2	関連性が認められる職種以外で第2号技能実習を修了した外国人は特定技能の林業分野の業務に従事できるのでしょうか。	林業以外の職種で第2号技能実習を修了した外国人は、林業技能測定試験に合格することが必要です。
3	第2号技能実習修了者が特定技能1号に移行する場合には、一旦帰国する必要がありますか。	1 第2号技能実習修了者の特定技能1号への移行に際して一旦帰国することは法令上の要件となっていません。他方、特定技能雇用契約において、外国人が一時的帰国を希望した場合には、必要な給休を取らせるものとしていることが必要となります。
4	技能実習から特定技能1号に移行する場合、最長で何年間在留することができますか。	1 第2号技能実習を修了した場合、実習した3年間に加えて、特定技能1号において通算で最長5年間在留できます。 2 第3号技能実習を修了した場合、実習した5年間に加えて、特定技能1号において通算で最長5年間在留できます。 ※ 特定技能1号の在留期間には、一時帰国が認められていますが、再入国許可又はみなし再入国許可により本邦から出国していた期間や在留期間更新許可申請の際に生じる特例期間も通算期間に算入されることとなります。他方、特定技能1号による在留を終了し単純出国をした上で帰国した場合、その期間は通算期間に参入されません。
5	第3号技能実習生が実習期間中に特定技能1号の在留資格に移行することはできますか。	1 技能実習は、技能実習計画に基づき技能等に習熟するための活動を行うものです。 2 こうした在留資格の性格上、技能実習計画に基づく活動を終了していない実習中の者については、在留資格の変更は認められません。

6	非移行対象職種で第1号技能実習を修了した外国人を特定技能で迎え入れたいのですが、どうすればいいですか。	技能実習法において、非移行対象職種で第1号技能実習を終えた者が、第2号技能実習に移行することは認められていませんので、林業技能測定試験と基礎的な日本語試験への合格が必要となります。その後、雇用契約を結んだ上で、特定技能1号での入国・在留に係る審査・手続を経ることで受入れが可能です。
7	どうすれば"技能実習2号を良好に修了"と言えるのでしょうか。	技能実習計画に従って技能実習1号とあわせて2年10月以上修了し、①技能検定3級の実技試験に合格していること、または、②特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。
その他		
1	林業の特定技能外国人を雇用したい場合、どのように人材を探せばよいでしょうか。	例えば、①海外に法人を設立している企業において、現地で育成した人材に対して採用活動を実施する、②海外との人材ネットワークを有している業界団体を通じて海外において採用活動を実施するなどが考えられます。その他、林業労働力確保支援センターやハローワーク等といった公的職業紹介機関や民間の職業紹介所を介することも可能です。なお、林野庁において人材の紹介やマッチングなどは行っておりませんので、ご了承ください。
2	民間の職業紹介所を介する場合、注意点はありますか。	日本人と同様に外国人材のあっせんを受ける場合は、職業紹介事業の許可を持つ者から受ける必要があります。 なお、林業業務のうち、地拵え、植栽等の業務は、職業安定法（昭和41年法律第132号）において、建設業務と類似する作業とみなされ、有料職業紹介事業の取扱い対象外とされていることに留意が必要です。
3	育成就労制度と特定技能制度の関係はどういうものですか。	改正法の公布後3年（令和9年6月）以内の施行に向け、現在、出入国在留管理庁及び厚生労働省を中心に詳細の検討が進められています。